

テクマトリックスグループ 取引先向けガイドライン（人権・労働）

テクマトリックスグループ（以下、当社グループ）は、バリューチェーン全体を通じて人権の尊重を推進し、責任ある調達活動に努めます。当社グループの取引先の企業（以下、取引先企業）は、本ガイドラインに準拠することが求められます。

本ガイドラインは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」および国際人権章典、ILO 中核的労働基準等の国際基準のほか、「テクマトリックスグループ 人権基本方針」を踏まえて策定されています。本ガイドラインと国内関係法令が異なる場合は、より高い基準に従い、相反する場合には、適用されるべき国内法令を遵守しつつ、本ガイドラインを最大限尊重するための方法を追求することが求められます。

1. 強制労働の禁止

取引先企業は、債務による拘束労働や奴隷労働を含む、いかなる形態の強制労働も容認してはなりません。すべての従業員が、自発的かつ自由意志に基づき雇用され、雇用条件を書面で提供されていなければなりません。また、取引先企業は、従業員のパスポートや身分証明書、移民関連文書（労働許可証等）の管理等を行ってはならず、従業員の移動の自由を確保する必要があります。

2. 児童労働の禁止・若年労働者の保護

取引先企業は、児童労働を容認してはなりません。取引先企業は、15 歳または義務教育を終了する年齢、または国内法上で就業可能とされる最低年齢の内、最も高い年齢に達している従業員のみ雇用することが許されます。また、18 歳未満の労働者（若年労働者）を夜勤や時間外労働、危険有害業務に従事させてはなりません。

3. 適正な労働時間

取引先企業は、労働時間に関する国内法を遵守しなければなりません。従業員には 7 日間に 1 日以上以上の休暇の取得を認めるとともに、従業員の労働時間の削減に努めます（※）。

※労働時間は、緊急時や非常時を除いて、原則、週 60 時間（時間外労働を含む）を超えないようにすることが望まれます。

4. 適正な賃金・福利厚生

取引先企業は、最低賃金、時間外労働および福利厚生に関連する法律等、適用される賃金に関するすべての法律を遵守するとともに、従業員が適切な生活水準を確保するために必要な生活賃金の支払いに努めるものとします。従業員には、時間外労働に対して通常の時給より高い賃率で支払われる必要があるほか、十分な情報が記載された給与明細書が適切な時期に交付されなければなりません。

5. 非人道的待遇の禁止

取引先企業は、従業員に対する暴力や虐待、身体的または精神的な脅迫や嫌がらせ等、いかなる非人道的な待遇も容認してはなりません。非人道的な待遇が認められた場合の懲戒方針・手続きを文書で定め、従業員に周知することが求められます。

6. 多様性の尊重と差別・ハラスメントの禁止

取引先企業は、従業員の多様性を尊重し、従業員一人ひとりが能力を最大限発揮できる環境の整備に努めるものとします。また、人種、民族、国籍、年齢、障がい、性別、性的指向・性自認、婚姻状況、言語、宗教、政治的意見、組合への加入状況、社会的身分等をはじめとする、あらゆる形態の差別およびハラスメントを容認してはなりません。

7. 結社の自由・団体交渉権の尊重

取引先企業は、国内法に従い、従業員が自らの意思に基づいて団体を結成し、団体に参加する権利および団体交渉を行う権利を認めなければなりません。また、本権利を行使する従業員やその代表者が、報復や差別・ハラスメント等の不当な扱いを受けないことを保障する必要があります。

8. 労働安全衛生の確保

取引先企業は、国内法に従い、職場における安全衛生を確保しなければなりません。労働災害や疾病等の発生を予防するために必要な措置を講じ、健康的な職場環境を従業員に提供します。

9. 従業員への周知

取引先企業は、本ガイドラインの内容について、従業員への周知が求められます。

10. 体制の整備

取引先企業は、本ガイドラインを遵守するために必要な体制や方針を整備することが求められます。また、本ガイドラインに違反した場合に、被害者が報復や不利益取り扱いを受けることなく通報できるよう、通報者の匿名性や通報内容の秘匿性が担保された苦情処理窓口を設け、適切に運用することが求められます。

以上

2024年1月31日制定